

ラテンアメリカの私法統一の展望 -- 米州動産担保モデル法を中心に (特集 グローバルなルール形成と開発途上国)

著者	岡部 拓
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	132
ページ	28-31
発行年	2006-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00047330

特集／グローバルなルール形成と開発途上国

ラテンアメリカの私法統一の展望―米州動産担保モデル法を中心に

岡部 拓

●はじめに

現在、ラテンアメリカに米国、カナダを加えた米州諸国の私法統一を推進する組織として、米州機構の米州国際私法専門会議 (Conferencia Especializada Interamericana de Derecho Internacional Privado = CIDIIP) がある。一九七五年に発足したCIDIIPは、これまでに六回を重ね、二五の条約・議定書が採択されている (表1参照)。

CIDIIPは本来、米州全体の私法統一を目指す。しかし、これまで北アメリカ諸国が批准・加入した条約は僅かで、CIDIIPの役割はラテンアメリカ地域のみ私法統一に偏向していた。この要因には、経済格差、南北アメリカの法伝統の違い (大陸法とコモンロー)、またラテンアメリカ諸国が、一般的に私法統一のため必要な外国法研究に消極的という、ある種の軽視がある。

しかし、北米自由貿易協定 (North America Free Trade Agreement) や米州自由貿易地域 (Area de Libre Comercio de las Américas) 構想など、南北アメリカの経済関

係の密接化が進む一九九〇年代に入ると、北アメリカ側のCIDIIPへの参加が活性化してきた。また、CIDIIPも、二〇〇二年の第六回会議より国際ルール作成の新たな手法として、米国を起源とする「モデル法」方式を採用し、同会議では、米国とメキシコを中心に策定された「米州動産担保モデル法」 (Ley Modelo Interamericana de Garantías Mobiliarias = LMIGM) が採択された。

ラテンアメリカないし米州の私法統一というテーマを扱う場合、LMIGMは格好の研究対象となる。LMIGMは、非占有移転型の担保物権を認め、債権者に担保目的物の利用を許容し、債権者には私的実行を可能とする担保法制を確立しようとする。同時に、(電子的) 担保登録制度も導入し、米州全域にわたる一つの金融市場の創設を目論むものである。しかし、コモンローの金融実務を反映したLMIGMは、大陸法伝統が大半を占めるラテンアメリカ諸国において、その法的概念が従来の枠組みに必ずしも合致せず、異なる法伝統の調和が議論になった。

さらに、CIDIIPとは別に、同諸国に対して、コモンローの影響を受けた世銀モデルに基づく担保法制改革を推進するNPOの存在があった。つまりラテンアメリカでは、二つの、しかしコモンローの影響があるという点で一致する、担保法制改革が進められていた。

LMIGMは、第五回CIDIIPで初めてその策定が提案されたが、その議論が始まった一九九〇年代は、経済グローバル化の進展により国際競争が激化し、そこでは企業の円滑な資金調達が一層重要となる一方、同時期のバーゼル銀行監督委員会による銀行の資本健全性規制 (いわゆるBIS規制) 等に代表される国際的金融規制により、信用取引上、金融機関への十分な保証提供が要求された。かくして、国レベルでの金融 (担保) 制度改革、また国際金融促進のため世界的な統一基準が必要となった。かくして、ラテンアメリカ地域に偏向していたCIDIIPの私法統一事業は、一九九〇年代以降の経済グローバル化、北アメリカ諸国の積極的な参加、あるいはコモンローの受容の要請といった事情から、変化

表1 CIDIPで採択された条約等一覧

第1回 (1975年)	1	為替・約束手形およびインボイスにおける法の衝突に関する米州条約
	2	小切手における法の衝突に関する米州条約
	3	国際商事仲裁に関する米州条約
	4	司法共助に関する米州条約
	5	外国における証拠の受領に関する米州条約
	6	外国において行使されうる権限についての法制度に関する米州条約
第2回 (1979年)	7	小切手における法の衝突に関する米州条約
	8	会社における法の衝突に関する米州条約
	9	国際私法上の私人の住所に関する米州条約
	10	保全措置の執行に関する米州条約
	11	国際私法の一般規範に関する米州条約
	12	外国仲裁判断および裁定の域外効力に関する米州条約
第3回 (1984年)	13	外国法に関する証拠および情報に関する米州条約
	14	司法共助に関する米州条約についての付属議定書
	15	未成年の認知における法の衝突に関する米州条約
	16	国際法上の法人の人格および能力に関する米州条約
	17	外国判決の域外効力に対する国際上の適格に関する米州条約
	18	外国における証拠の受領に関する米州条約についての付属議定書
第4回 (1989年)	19	未成年の国際的返還に関する米州条約
	20	扶養義務に関する米州条約
第5回 (1994年)	21	国際陸上物品運送契約に関する米州条約
	22	国際契約の準拠法に関する米州条約
第6回 (2002年)	23	未成年の国際売買に関する米州条約
	24	動産担保に関する米州モデル法
	25	陸上物品運送を規制する直接譲渡可能な運送証券に関するモデル法

(出所) 米州機構資料により筆者作成。

⑧が主として草案の起草に携わる。同委員会の会合には加盟国も参加し、議論を行う。

しつ々ある。
これらの点に留意しつつ、本稿は、まず第一に、一九九〇年代以降のCIDIPの役割・手法の変化を含め、ラテンアメリカ諸国の私法統一事業の現状を瞥見し、第二に、CIDIPの課題の一つである「異なる法伝統の調和」について、LMIGMを遡上への考察し、最後に、同諸国の私法統一事業の将来的展望を指し示し、結びとする。

CIDIP

①CIDIPの位置づけ・特色ならびに傾向

一九四七年から二〇〇一年までに米州機構で採択された条約は六六を数える。同期間にCIDIPで採択された条約数二三はその三五%に相当する。一九四七年から一九七四年までに採択された条約は一八であるが、一九七五年から二〇〇一年までのそれは四八にのぼる。CIDIP創設後の条約締結件数の大幅な増加は、私法統一事業におけるその重要性を示している。
CIDIPの特色の一つは、その審議事項の提案が前回のCIDIPにおいて提出される点である。CIDIPは四、五年に一度開催され、その間に関係組織・加盟国が議論を行う。またCIDIP開催後も、適宜に条約等の採用促進を図っている。
CIDIPでは、第五回以降、つまり一九九〇年代から、国際私法や法の衝突など国際法の伝統的分野から離れ、商事・経済法分野が主なテーマとなっている。また第六回から、ルール作成の手法が条約からモデル法へとシフトした。これは、第三回以降の条約採択数の減少傾向を改善する一打策として採用された。モデル法は、文字通り、国内法のモデルを提供し、各国が国内の状況に適した形で立法化を図りうるメリットがある。しかし、この手法はラテンアメリカ諸国に馴染みがなく、その策定プロセスへの参加が消極的になりうるとして、加盟国間のさらなる理解が必要とされる。ただし、モデル法の起源は米国にあり、この方式の採用が、同国の参加を促進したと

もいえる。この傾向は、CIDIP本来の目的を達成すべく歓迎されるが、そこでは異なる法伝統の調和を含め、CIDIPのさらに積極的な役割が重要となる。
②ラテンアメリカの国際フォーラムへの参加
ラテンアメリカ諸国は、CIDIPのほか、UNCITRAL、UNIDROITやハーグ国際私法会議にも参加し、経済的・社会的に関心の高いテーマに関する条約を受容している。
とりわけ、UNCITRALの一九八〇年「国際物品売買に関する条約」(Convention on Contracts for the International Sale of Goods)の作成に、メキシコの法学者バレーラ(Jorge Barraza Graf)博士が参加したこと、また同時期からの経済グローバル化の議論が、同諸国のUNCITRALへの参加を積極的に促した。なお、ハーグ国際私法会議は、欧州諸国が中心であるが、分野の私法統一、またコモンローと大陸法の調和という課題を持つことから、CIDIPと共通点が多い。この意味で、ラテンアメリカ諸国の同会議への参加は、欧米全体の私法統一に導く可能性を秘めている。
ただし、三つの国際フォーラムの条約を積極的に受容しているのは、同諸国のうちアルゼンチンやメキシコだけで、CIDIPのそれよりも限定されている。これは同諸国が、CIDIPを通じた私法統一事業を、「自分達の地域である」という強い意

識で推進する事情に加え、その審議には、全加盟国に発言権・議決権があり、積極的な参加ができる、という制度上の理由による。

しかし、私法統一の「事業の二重化」の懸念もある。つまり、国際基準を積極的に受容すべきか、もしくは米州機構で法統一事業を推進すべきか、という議論である。

ここでは、その他の国際フォーラムへの参加を基調に法統一事業を推進する「CIDIP不要論」もある。他方、世界レベルで議論されたルールに対し、ラテンアメリカ諸国は少なからずコンプレックスがある、ともいわれる。

なお、米州条約は世界各国が批准できるが、これまで、欧州諸国ではスペインが二つの米州条約を批准しているだけである。扱われる条約のテーマにもよろうが、米州条約に対する、欧州諸国側の軽視のような印象も受ける。そのようななかCIDIPは、適宜に諸国際機関の関係者を招待し、積極的な情報交流に努めている。かかる活動は、域内にとられない国際的統一基準の確立に導く可能性がある。

●動産担保モデル法

①CEAL提言と動産担保制度改革

前述したように、経済グローバル化と国際的金融規制は、ラテンアメリカ諸国に担保法制改革を急務とさせた。

同諸国に対し、当初、「法制度経済分析

研究所」(Center for the Economic Analysis of Law)が働きかけた。CEALは、米州開発銀行、世銀ならびにIMFなどと協力し、諸政策の法的・経済的分析を行うNPOであり、一九九〇年代にラテンアメリカ十数カ国の担保法制の調査を実施すると共に、カナダおよび米国の動産担保制度(とりわけ米国統一商法典第九編Uniform Commercial Code Article 9以下、UCC-9)の活用を提言し、個別的に動産担保法の起草にも携わった。

しかし、その一義的目標は、政策的観点からの担保法制改革による資金調達促進であつて、異なる法伝統への配慮は形式にとどまった印象がある。CEALの二〇〇二年までの報告では、起草された動産担保法案を法律化したラテンアメリカ諸国はなかった。これは、CEALの活動と並行して、CIDIPを通じた「動産担保モデル法」の策定作業が行われていた、という事情もあつたと考えられる。

②LMIGMの起草過程・承認・採用の動向

CEALの働きかけと同時期に、米州機構内でLMIGM策定の動きが始まった。担当国は米国とメキシコで、ウルグアイが同法策定の調整役(Relator)となつた。

LMIGM策定作業は、当初、米国・アリゾナ州にある「米州貿易法律研究所」(National Law Center for Inter-American Free Trade = NLCIFT)により作成済みで

あつたモデル法案(アリゾナ案)が基盤とされた。NLCIFTは、アメリカ大陸の経済・貿易振興のための法制度整備を推進する、一九九二年設立のNPOである。

アリゾナ案は、必然的にUCC-9を強く反映するため、大陸法と調整を図るべく、メキシコがLMIGM作成に参加することになった。

二〇〇〇年二月に第一回専門家委員会が開催され、米国・メキシコをはじめ十数カ国が出席した。米国はアリゾナ案を、そしてメキシコも独自の起草案を提出した。同年一月の第二回会合に先立ち米国・メキシコは、合同報告書「LMIGM案およびコンメンタール」を作成し、加盟国間へ公表した。第二回会合には一五カ国が参加し、同報告書をもとに議論を行い、若干の点につきモデル法を修正すべき指摘があつたため、米国・メキシコは、二〇〇一年九月までに新たなモデル法案を作成し、米州機構に提出した。

二〇〇二年二月の第六回CIDIPでは、修正が施されたLMIGMが全会一致で承認され、その採用のため加盟国間へ照会された。採択から間もないため、LMIGM採用の動きはまだ明確ではないが、二〇〇五年三月には、ペルーの国会で動産担保法案が承認されている。その趣旨は、LMIGMの「代替的な」規範の創設であるが、しかし、その意図はLMIGMと一致する。

③LMIGMの特色



特集／グローバルなルール形成と開発途上国

ラテンアメリカ諸国の担保法制改革は、その議論が始まったときの状況からも、経済効率の観点から扱われてきた傾向が強い。しかし、CIDIPでは、異なる法伝統の調和という法的観点からの配慮もなされた。

LMIGMは全七三條からなり、その特色を端的に示せば、米国モデルの影響が強い。ただしこれはUCC-9の模倣ではなく、大陸法との調和が図られた内容である。つまり、担保目的物の範囲等については、コモローと同様、広範な扱いであるが（LMIGM第二条および第三条）、被担保債権について「極度額」の設定が明定された（同第四条第三号）。これは、大陸法上の「被担保債権の詳細な内容記載を要する」という原則に配慮した結果であり、さらに極度額の未設定は、追加融資がある際、悪意的な実務を助長しかねない（たとえば、連帯保証人に対する不明瞭な債務範囲）、という懸念からである。

なお、大半のラテンアメリカ諸国が人権保障の観点から自力救済を違憲とするが、LMIGMは、UCC-9と同様、私的実行制度を規定する。しかし、UCC-9が占有回復につき債務者への通知を要求しない反面、LMIGMはそれを要求するなど（同第五四條および第五五條）、債務者に配慮した規定も設けられ、同様に、債権者の権利濫用に対する債務者保護（同第六三條）、担保の解釈・実行に関わる紛争の仲裁制度も明定された（同第六八條）。

LMIGMは、二〇〇〇年から米州諸国の有意義な議論をもって策定され、CEALと異なり、法的観点からの配慮を中心に作業が行われた。かかる成果は、その他の国際機関での議論にも資する部分がある。

●おわりに

CIDIPの私法統一事業において、これまで北アメリカ諸国の参加は僅かで、その役割はラテンアメリカの私法統一に偏向していた。しかし、一九九〇年代から北アメリカ諸国の参加も積極的になりつつある。これは、南北アメリカの経済関係の密接化、また第六回CIDIPから新しく、米国を起源とする「モデル法」方式を採用したことも一因と見られる。この方式の評価は米州機構内でも二分するが、モデル法を通じて内容の類似する立法化を図り、私法統一事業を推進せしめる試みとして、評価に値しよう。

かかる私法統一事業の転換期にあつて、その課題である「異なる法伝統の調和」の近時の事例の一つとなったのが、本稿で見たLMIGMである。これは、一九九〇年代以降の経済グローバル化の進展に対峙すべく、ラテンアメリカ諸国に急務とされた担保法制改革のテーマでもあった。

そのなかでCEALは、個別的な形で同諸国の担保法制改革に携わった。ただしその活動は、米国モデルの「強要」といった

印象もあり、そのためか、第六回CIDIPまでの間、同諸国で動産担保制度を法律化した国はなかった。LMIGMも、コモローの担保法制を反映する。しかし、前述したように、CIDIPを通じた議論において、異なる法伝統の調整が図られた。

内容としては米国モデルの影響が強く、それをラテンアメリカ側が受容する形となり、米国からすれば、これは汎米主義の促進ともなる。しかし、かかる思想の延長上ともすれば米国主導の私法統一事業が推進されうるなか、CIDIPは、大陸法伝統が大半を占めるラテンアメリカ諸国に、その意見を能動的に表明できる機会を保障し、それゆえ同諸国が、CIDIPを通じた私法統一事業に重きをおく姿勢を示したと見うる。米国も、CIDIPを通じた取り組みとその役割を評価した。

南北アメリカの経済関係がさらに密接になるにつれ、LMIGMのような事例は今後も増えよう。そこでは、CIDIPの役割がさらに重要となり、またそのプロセスにおいて実施される異なる法伝統の調和は、世界レベルの私法統一事業にも資する可能性があろう。

（おかべ たく／グアダラハラ大学
Universidad de Guadalajara）・経済経営学部（CUCEA）・経済地域研究所（INESER）客員教授